

函館市林地荒廃防止施設維持管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市（以下「市」という。）の管理する林地荒廃防止施設の機能を維持し、その危害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において林地荒廃防止施設とは、林地に崩壊地が多発し、人命財産等に危害を及ぼすおそれがある箇所について、これを防止するため林地崩壊防止事業等により市が設置した施設またはこれに付随した施設をいう。

(標示等)

第3条 市は、林地荒廃防止施設（以下「施設」という。）を明らかにするため標識等を設けるものとする。

(禁止行為)

第4条 施設の設置箇所については、人為的にその形状および植生を変えてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の許可を得て変更することができるものとする。

- (1) 公共施設が設置される場合であって、保全上支障が無いと認められるとき。
- (2) 施設の効用をそこなうことなく森林経営を行うとき。
- (3) 隣接地の災害発生に伴い一体的な災害防止行為等を行うとき。
- (4) 森林の病虫害の発生により伐採をするとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

(命令)

第5条 市長は、前条の規定に違反し施設の機能を失わせた者に対し、施設の設置に要した費用の一部もしくは全部を弁償させることができる。また、これに起因して発生した災害については、その責めを負わせることができる。

(施設災害に対する措置)

第6条 災害により市が管理する施設が被災した場合であって、1箇所の工事の費用が農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に

関する法律（昭和25年法律第169号）第2条第6項および第7項の費用に満たないものについては，市において復旧に要する工事の費用を負担するものとする。

（台帳の整備）

第7条 市長は，事業実施年度の3月31日までに事業実施箇所ごとに事業の内容および施設の点検整備の状況等を記録した別記様式の林地荒廃防止施設台帳を作成し，常備するものとする。

附 則

- 1 この要綱は，平成16年12月1日から施行する。
- 2 戸井町，恵山町，楸法華村および南茅部町の編入の日前に廃止前の戸井町林地荒廃防止施設維持管理条例（昭和52年戸井町条例第14号），恵山町林地荒廃防止施設維持管理条例（昭和52年恵山町条例第16号），楸法華村林地荒廃防止施設維持管理規則（平成13年楸法華村規則第9号）および南茅部町林地荒廃防止施設維持管理条例（昭和52年南茅部町条例第13号）の規定に基づき整備した林地荒廃防止施設台帳については，なお従前の例による。
- 3 この要綱は，平成26年4月1日から施行する。

